

## 契約前に確認を！

消費生活センター

☎ 443・9078

最近、男性向けの脱毛エステに関するトラブルが増加しています。

### 事例

インターネット広告に「通い放題で月々〇〇〇円」など書かれていたので、1年間通り放題で、約20万円のコースをクレジット分割払い契約した。

半年ほど通つたところで支払いが苦しくなり、解約を申し出たところ「施術回数が決まっていて、解約しても返金はない」と言われた。

### 契約は慎重に

◇脱毛エステの契約は、期間が1カ月を超え、契約金額が5万円を超える場合は、特定商取引法の規制を受け、契約書面を契

約時に交付しなければなりません。

◇契約書を受け取った日から8日間以内であれば、施術に関連して一緒に購入した未使用の化粧品などの消耗品は、クーリング・オフできます。クリーニング・オフ期間が過ぎてしまっても、中途解約ができます。

◇「通い放題」と広告にあっても、契約する前に必ず契約書に書かれた契約期間を確認しましょう。中途解約しても返金されないことがあります。

※ひとりで抱え込みず、少しでも不安に思つたら、消費生活センターまでご相談ください。